

平成28年4月25日

各位

会 社 名 ペ ガ サ ス ミ シ ン 製 造 株 式 会 社 代表者名 代 表 取 締 役 社 長 美 馬 成 望 (コード番号:6262 東証第一部) 問合せ先 取 締 役 管 理 本 部 長 吉 田 泰 三 (TEL, 06-6451-1351)

定款一部変更のお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成28年6月下旬開催予定の当社第70期定時株主総会に定款の一部変更に関する議案を付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更の目的

- (1)経営環境の変化に迅速に対応するとともに、事業年度における取締役の経営責任をより明確にするため、取締役の任期を2年から1年に短縮することとし、現行定款第18条(任期)の一部を変更するものであります。
- (2) 「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)において、責任限定契約を締結できる会社役員の範囲が変更されたことに伴い、業務を執行しない役員についても、期待される役割を十分発揮できるよう、現行定款第26条(損害賠償責任の一部免除)の一部を変更するものであります。なお、現行定款第26条を変更する議案の提出につきましては、各監査役の同意を得ております。
- 2. 変更の内容(下線は変更部分を示します。)

現行定款		変更案	
(任期)		(任期)	
第18条	取締役の任期は、 <u>選任後2年以内</u> に終了する事業年度 のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時まで とする。	第18条	取締役の任期は、 <u>選任後1年以内</u> に終了する事業年度 のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時ま でとする。
2	. 補欠または増員のため選任された取締役の任期は、現 任取締役の残任期間とする。		(削除)
(損害賠償責任の一部免除)		(損害賠償責任の一部免除)	
第26条	当会社は、取締役会の決議をもって取締役(取締役であった <u>もの</u> を含む。)および監査役(監査役であった <u>もの</u> を含む。)の当会社に対する損害賠償責任を、法令が定める範囲で免除することができる。	あっき	当会社は、取締役会の決議をもって取締役(取締役でかった <u>者</u> を含む。)および監査役(監査役であった <u>者</u> を さむ。)の当会社に対する損害賠償責任を、法令が定め ら範囲で免除することができる。
	2. 当会社は、 <u>社外取締役、社外監査役</u> および会計監査人との間に、当会社に対する損害賠償責任に関する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。		2. 当会社は、取締役(業務執行取締役等である者を除く。)、監査役および会計監査人との間に、当会社に対する損害賠償責任に関する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。